

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和5年7月26日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300015 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2300004 号

## 第 1 結論

平成元年 4 月から平成 5 年 3 月までの請求期間及び平成 7 年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成元年 4 月から平成 5 年 3 月まで  
② 平成 7 年 3 月

請求期間①については、私が平成元年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、郵便局で国民年金保険料を毎月納付し、請求期間②については、父が平成 5 年から国民年金保険料を納付してくれていたが、年金記録では、国民年金保険料を納付した記録がないので、請求期間①及び②を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間①について、年金制度共通の番号として基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月より前に国民年金の加入手続が行われた際は、年金記録を管理するために国民年金の記号番号が払い出されることとされており、オンライン記録によると、請求者に対して国民年金の記号番号(\*)が払い出されていることが確認でき、同記号番号は、国民年金被保険者資格の取得年月日(昭和 57 年\*月\*日)に係る資格処理日から、平成 5 年 8 月 26 日に払い出されたものと考えられる。

また、請求者の主張どおりに請求期間①に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者に対して、前述の国民年金の記号番号(\*)の払い出された日より前に、同記号番号とは別の国民年金の記号番号の払出しが必要であるが、日本年金機構の回答及び当局において、社会保険オンラインシステムにより、請求者の氏名を複数の読み方により検索した結果によると、請求者に対して別の国民年金の記号番号が払い出された形跡はないことから、請求者に対して前述の国民年金の記号番号(\*)が払い出された平成 5 年 8 月 26 日より前の期間である請求期間①において、請求者は、国民年金に未加入であり、請求期間①に係る国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、請求期間①当時の請求者の住所地である A 市及び B 市は、請求期間①に係る国民年金保険料の納付の有無の記録について確認できない旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間①に係る国民年金保険料を C 銀行で毎月納付した旨主張しているところ、C 銀行は、保存期間を経過したため、納付状況を確認できない旨回答している。

2 請求期間②について、請求者の父親は、平成 5 年 4 月から請求者の国民年金保険料を自身の口座から引き落としにしていたが、請求期間②の国民年金保険料を含めた数か月分を納付して

いないことが分かり、一括で納付したことがある旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求期間②より後の平成7年4月から平成9年3月までの期間において、国民年金保険料の収納年月日が同日となっている月が複数あることが確認できる。

一方、日本年金機構は、請求期間②に係る国民年金保険料の領収済通知書について保管期限経過のため確認できず、請求期間②に係る国民年金保険料についての納付勧奨及び納付書の交付についても確認できない旨回答している。

また、請求期間②当時の請求者の住所地であるA市は、請求期間②に係る国民年金保険料の納付の有無の記録について確認できない旨回答している。

- 3 このほか、請求者及び請求者の父親が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300031 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300012 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 20 年 11 月 1 日から平成 23 年 7 月 1 日まで

請求期間の年金記録の標準報酬月額は、給与の基本給しか反映されておらず、歩合などの手当が含まれていないため、実際より低い額となっている。給与の支給総額に見合う標準報酬月額に記録を見直ししてほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した請求期間に係る口座別取引明細表及び流動性預金口座別取引明細表で確認できる A 社からの振込金額並びに請求者の陳述内容から判断すると、当該振込金額の内訳については確認できないものの、請求者は、請求期間の一部において、同社から、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回る報酬を支払われていた状況がうかがえる。

しかしながら、A 社の回答によると、同社は、請求者に係る貸金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間における住所地である B 市及び C 市は、請求期間に係る課税資料は、保管期限経過のため提供できない旨回答しており、請求者自身も請求期間に係る給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間における給与の支給総額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。